

奈良県広域水道企業団の執務時間を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第 8 号

奈良県広域水道企業団の執務時間を定める規則

奈良県広域水道企業団の執務時間は、奈良県広域水道企業団の休日を定める条例（令和 7 年 2 月条例第 8 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除き、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。